

帝塚山小学校におけるいじめ重大事態の再発防止について

令和3年度において、本校の児童がいじめにより転校に至るといういじめ重大事態が発生しました。

本事案については、本校のいじめ問題対策委員会の構成員と外部の弁護士とで構成するいじめ調査委員会による調査が行われ、その調査報告書は学校法人及び奈良県に提出されております。

本校は、本事案が発生したことを重く受け止め、調査報告書での提言を踏まえ、いじめを絶対に許さない教育環境作りを目指し、再発防止策を下記のとおり取りまとめました。

今後とも、児童一人一人が生き生きと学ぶ豊かな教育環境を実現するため、教職員が一丸となってこの再発防止策に取り組んでまいります。

令和6年7月31日

帝塚山小学校校長 野村 至弘

記

1 当該校における再発防止策

令和3年度に発生したいじめ重大事態を深く受け止め、今後このような事態を繰り返さないよう、教職員が一丸となっていじめの未然防止・早期発見・早期対応・再発防止に取り組むため、次の再発防止策を全教職員で共通理解し、学校全体でいじめを防止する姿勢を徹底する。

(1) いじめ問題への児童の理解を深めるための取組

いじめの起きない環境づくりのために、児童自身がいじめ問題を含む人権について主体的に考え行動できるよう、人権・いじめ防止について全学年共通のテーマを学期毎に設定し、道徳の授業を活用して、児童で話し合い学習する機会を設ける。

また、弁護士をはじめ、専門家による特別授業を実施することによって、児童にいじめの認識を再確認させる。

(2) いじめの早期発見・早期対応のための取組

- ① いじめ等について報告・相談しやすい環境を作るため、令和4年度から匿名のいじめ報告・相談アプリ（STANDBY）を導入した。
- ② いじめの有無や人間関係のトラブル等を早期に把握するため、いじめアンケートを1、2学期の年間2回実施し、その結果をもとに、全児童を対象に学級担任が事実関係の聴き取りを実施する。3学期は、全児童との個別面談を実施し、その年度の振り返りを行う。

人権委員会は、いじめアンケートの結果及び面談の結果を精査し、問題事案への適切な対応方法を検討して、教職員に通知する。

③ 学級担任による日々の記録を充実させ、各学級で起きている問題について、教頭は助言指導を行い、担任とともに問題解決のアプローチを検討する。その中で、いじめの疑いがある場合には、直ちに人権委員会へ報告するとともに、教職員で情報を共有する。

(3) **いじめの対応について**

学校内にいじめ問題対策委員会（構成：校長、教頭、道徳科主任、人権委員代表、養護教諭、当該学年担当者）を設置し、いじめの疑いのある事案については、同委員会が中心となって事実関係の調査及び対応に当たる。事案が解決した場合も、その後に定期にモニタリングを行い同委員会に報告するものとする。

いじめ問題対策委員会におけるこれらいじめの対応については、逐次職員会議等で報告して、全教職員で内容を共有し、全校的な対応・防止に当たる。

(4) **スクールカウンセラーの機能の充実**

いじめの早期発見と教員への支援を図るという観点からスクールカウンセラーとの協議をより一層密にし、校長の指揮監督の下に、チーム学校の一員として業務を処理することを明確にした。

(5) **いじめ問題に関する教員研修の実施**

教員のいじめ問題への理解と対応力を向上させるため、専門家を招いて、いじめ問題に関する教員研修を実施する。いじめ防止対策推進法等の知識や法が何を求めているかの理解を深めるとともに、具体的な被害児童への支援及び加害児童への指導の実践例、またそれらを保護者にどう伝えていくかについてのノウハウを共有し、他校における実践例についても学ぶことで、学校全体の対応力を高めていく。

(6) **保護者との関係構築**

① 学校と保護者は児童の成長発達を支えるパートナーであるという基本認識のもと、児童の問題行動を把握した場合には、保護者と情報共有を図り、その背景にある変化を探り、保護者と連携して問題解決のアプローチを図るものとする。

② 学校は、保護者に対して、いじめアンケートの結果や学校のいじめ問題への取組等について学校だよりやホームページを通じて積極的に情報提供を行い、いじめ問題への理解を求めるものとする。

③ 日頃から保護者が学校に相談しやすい雰囲気を醸成するとともに、保護者からの相談については、学級担任だけで抱えることなく、学年団で共有するとともに、解決が困難な課題については管理職を含めた組織としての対応を図る

(7) **いじめ防止基本方針の改定**

毎年、いじめ防止基本方針の点検を行い、必要により改定するものとする。

(8) **法人との連携**

いじめ事案が発生したときは、学校は、速やかな対応をするとともに、設置者である学校法人帝塚山学園（以下「法人」という。）に報告する。

(9) いじめ重大事態への対処

- ① いじめ重大事態の認定や対応が遅れることを防ぐため、いじめを受けた児童が欠席したなど、重大事態に至ることが想定される事案については、学校は直ちに事案への適切な対応に取り組むとともに、法人に報告する。
- ② いじめ重大事態が発生した場合には、学校は、法人を通じて、速やかに奈良県知事へ報告する。また、法人は、学校と法人のどちらを重大事態の調査主体とするか迅速に決定する。

2 法人における再発防止策

(1) 重大事態に対する法人の組織対応の強化

① 担当部署の明確化

法人において、いじめ問題については本部事務局教育連携課で取り扱うことを明確にした。

② 大学の支援

重大事態の対処には、教育、心理などの専門的知見が必要であることから、総合学園の強みを活かして帝塚山大学教育学部及び心理学部による助言や支援をいただく体制を築いた。

(2) いじめの定義等の再確認、いじめの未然防止と早期発見・早期対応

法人及び学校は、いじめの定義をはじめとして、いじめ防止対策推進法等の各法令、通知、学校のいじめ防止基本方針に示された基本理念や内容を再確認し、今後の再発防止策に確実に取り組むものとする。

以上